
令和2年大和町議会2月随時会議会議録

令和2年2月6日(木曜日)

応招議員(16名)

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

出席議員（15名）

1番	千坂博行君	11番	藤巻博史君
2番	今野信一君	12番	平渡高志君
3番	犬飼克子君	14番	高平聡雄君
4番	馬場良勝君	15番	堀籠日出子君
5番	槻田雅之君	16番	大須賀啓君
6番	門間浩宇君	17番	中川久男君
7番	渡辺良雄君	18番	馬場久雄君
8番	千坂裕春君		

欠席議員（1名）

10番	今野善行君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時05分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

それでは、ただいまから令和2年大和町議会2月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番馬場良勝君及び5番槻田雅之君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定いたしました。

日程第3「報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）

〔平成30年度もみじヶ丘歩道橋改良工事〕を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、改めましておはようございます。

私のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第2項の規定によりまして議会に報告をいたすものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたすものでございます。

記といたしまして、1. 件名及び契約名は、平成31年大和町議会1月随時会議におきまして議案第3号により議決を得ました「平成30年度もみじヶ丘歩道橋改良工事」でございます。

2. 金額の変更は、議決を得ました契約金額は1億8,900万円、変更後の契約金額は1億9,381万1,520円、契約金額の増額は481万1,520円でございます。

3. 変更の理由でございます。本工事着手後におきまして、橋梁躯体等にひび割れや欠損部を確認しましたことから、その補修工を増工するものでございます。また、既設の街灯の支柱基部が腐食しておりましたことから、撤去新設し歩行者の通行の安全を図るものでございます。

令和2年1月10日専決。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

以上で、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）〔平成30年度もみじヶ丘歩道橋改良工事〕の説明を終了いたします。

日程第4「報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議長（馬場久雄君）

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
〔令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）〕を議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第2項の規定によりまして議会に報告をいたすものでございます。

4ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分手項につきまして、次のとおり専決処分いたすものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名は、令和元年大和町議会8月随時会議におきまして議案第62号により議決を得ました「令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）」でございます。

2. 金額の変更は、議決を得ました契約金額は5,173万3,000円、変更後の契約金額は5,198万8,200円、契約金額の増額は25万5,200円でございます。

3. 変更の理由でございます。各戸のリビングルーム内の壁の一部（腰壁）を、断熱性の向上及び湿気対策としまして、杉板によります木材板張りとするものでございます。

令和2年1月15日専決。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

以上で、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
〔令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）〕の説明を終了いたします。

日程第5「報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議 長 （馬場久雄君）

日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
〔令和元年度子育て支援住宅建築工事（鶴巣地区）〕を議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

引き続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、工事請負契約の変更について、
別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第2項の規定によりまして議会に報告を
いたすものでございます。

6ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専
決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたすものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名は、令和元年大和町議会8月随時会議におきま
して議案第63号により議決を得ました「令和元年度子育て支援住宅建築工事（鶴巣地
区）」でございます。

2. 金額の変更は、議決を得ました契約金額は1億879万円、変更後の契約金額は
1億936万5,300円、契約金額の増額は57万5,300円でございます。

3. 変更の理由でございます。各戸のリビングルーム内の壁の一部（腰壁）を、断
熱性の向上及び湿気対策といたしまして、杉板によります木材板張りとするものでご
ざいます。

令和2年1月15日専決。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
〔令和元年度子育て支援住宅建築工事（鶴巣地区）〕の説明を終了いたします。
（「議長」の声あり）じゃあ、12番平渡高志君。

12番 （平渡高志君）

このごろこういうふうに加が結構多いんですけども、結局入札するときにはちゃんと設計図、使う資材も査定しての多分入札価格で入札をすると思うんですけども、低価格で入札しながら後で追加追加で工事で金額が大きくなっていくということ自体、私はちょっとおかしいとは思っておるんですけども。

この内容が、いろいろ見ると、腐食したのはわかるんです。ただ、今後、やはりいろんな工事になった場合、低価格で入札しても、それにあと追加で多くなっていくんでは、やっぱり入札の意味がなくなるんじゃないかと。やはりしっかりした資材を使って、予算がふえたから資材をおろすとか、そういうこと、内容にやっぱりきちっとしていかなければ、これを使うと金額が大きくなってできないとかね、それを赤字ぶってもとった限りではやってもらわなきゃないし、今後やっぱりもっとこういう追加追加は出ないようなまず入札方法、査定方法をしていただければと思います。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

平渡議員さんのご意見につきましては、確かに現場に着手して、どうしても不測の事態等々についてはやむを得ない部分もあるということだけのご認識をいただきながら、私どもとしましてもむやみに変更というような形のことではないわけなんですけど、どうしても現場として、当初詳細に調査をした中で、それには見えなかった部分というのも確かにございましたので、今回変更というような形にもしたわけなんですけど、ご意見をいただいたとおり、その辺の調査につきましては十分に今後調査をしながら対応はしていきたいというふうには考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいですね。

日程第6「議案第1号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (馬場久雄君)

次に、日程第6、議案第1号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第10号）につきましてもご準備をお願いいたしたいと思います。

議案第1号 令和元年度大和町一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ5億4,767万3,000円を追加いたしまして、予算総額を134億1,541万6,000円といたすものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、8ページの第1表によるものでございますが、詳細は事項別明細書で説明をさせていただきたいと思います。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。追加及び変更でございます。第2表により規定をいたしてございます。

申しわけございません。議案書、地方債の補正のところでございます。「第4条」となっておりますけれども、こちらは「第3条」となります。申しわけございませんが、訂正をさせていただきます。大変申しわけございません。3条ということですので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

地方債の補正につきましては、追加でございます。第3表により規定するものでございます。

9ページをお願いいたしたいと思います。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

初めに、追加でございます。

事項欄の児童手当システム借上、子ども子育て・施設等利用給付システム借上の2項目につきましては、複数年度の借上げ期間が今年度で終了いたしますことから、令和2年度からの複数年度更新を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

期間につきましては、令和元年度から令和6年度まで。

限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。

中学校小荷物昇降機保守点検業務につきましては、単年度の業務を今回から複数年

度の期間といたしますところ、錯誤によりまして単年度としておりました。そのことから、今回、複数年度に変更いたしたく、期間につきまして、「令和元年度から令和2年度まで」を「令和元年度から令和4年度まで」に変更をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」は、追加でございます。

起債の目的につきまして、4項目を掲載してございます。いずれにおきましても補助災害復旧債でございまして、補助事業に対する地方負担分に充当を予定するものでございます。それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、掲載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

16款1項2目災害復旧費国庫負担金につきましては、1節及び2節とも台風19号によります災害の復旧事業に対します負担金を計上いたすものでございます。

同じく2項8目農林水産業費国庫補助金につきましては、1節に圃場堆積稲わら撤去等に係る持続的生産強化対策事業補助金を計上いたすものでございます。

17款2項8目災害復旧費県補助金につきましては、1節に農地等災害復旧事業に係る補助金を計上いたすものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして、追加措置するものでございます。

23款1項4目災害復旧債につきましては、1節に道路橋りょう、河川、都市施設の各補助災害復旧事業に要します町債を、2節につきましては中学校施設の補助災害復旧事業に要します町債を計上いたすものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

続きまして、歳出でございます。

4ページをお願いしたいと思います。

2款1項13目諸費でございます。1節、9節につきましては、来年度の式典ではあ

りますが、4月19日に開催されます65周年記念の式典におきまして表彰する対象者を審査するために委員会を開催するためのものがございます。どうぞよろしくお願いたしたいと思っております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費、15節工事請負費でございますが、昨年10月の台風19号の被災によります復旧工事を国の補助により行う農業用施設で、鶴巣太田地区のカモノカワ橋付近の農道等21カ所の国の査定が全て完了しておりますので、復旧工事費が確定しているということで、復旧をするための工事費をお願いするものでございます。

18節備品購入費につきましては、台風19号で被災しましたイノシシの侵入防止柵を復旧するための、被災を受けた宮床、吉田、鶴巣地区、約11キロのワイヤーメッシュ柵を町で購入いたしまして、設置している地区へ支給するための経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、補助金といたしまして、農業施設等小災害復旧事業として600件分の、1件当たり40万でございますけれども、2億4,000万の小災害を追加でお願いするものでございます。

交付金といたしましては、ほ場堆積稲わら撤去事業費として、自力復旧が困難な稲わら処理を農家や地区の農業生産法人等が集積所へ撤去に要する経費でございますが、圃場からの撤去もほぼ完了し、撤去した地区からの報告を集計しますと、撤去面積が約19ヘクタールで、撤去量が1万9,000立米となりまして、国から示されております撤去単価立米5,000円を乗じますと9,500万円となりますが、予算済み措置額との差4,500万円を今回計上をお願いするものでございます。

同じく水田農業継続特別対策事業（土づくり）につきましては、浸水した圃場へ堆積した稲わらを散布、すき込み、還元をした場合に対象となる事業で、取り組み面積約50ヘクタールを見込むものでございまして、これに10アール当たりの、1反分当たりの単価1万円を乗じますと500万円となりまして、この分を予算の計上をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、10款2項公共土木施設災害復旧費につきましては、同じく昨年10月の台風19号により被災をいたしました道路、河川、都市施設の補助対象復旧費をお願いするものでございます。

1目道路橋りょう災害復旧費、15節につきましては、町道吉岡宮床線ほか11路線の復旧工事に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして、2目河川災害復旧費、15節につきましては、準用河川窪川ほか1河川の復旧工事に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして、3目都市施設災害復旧費の15節につきましては、八谷館緑地の復旧工事に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

続きまして、5ページをお願いいたします。

10款3項1目公立学校施設災害復旧費でございます。同じく台風19号によりまして被災をいたしました宮床中学校のり面災害復旧工事に要する費用でございます。15節工事請負費といたしまして1,650万円の費用の計上をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第1号 令和元年度大和町一般会計補正予算の説明を終了いたします。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

それでは、明細書の4ページの10款1項1目18節で有害鳥獣駆除の侵入防止柵について、被害があった11キロについての予算が計上されたわけなんですけど、この中には電気柵も入っておられるのかどうかお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

電気柵は入ってございまして、今回、ワイヤーメッシュ柵だけということで予算措置をしたものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

15番堀籠日出子さん。

15番 （堀籠日出子君）

電気柵についても、結構個人の皆様から、大分被害があったので、町のほうでそういう予算計上はできないのかというお話を大分いただくんですが、これからのことにつままして、その件につまましてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

今後、再設置ということになりますので、その辺、十分、3月補正とか新年度で検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。4番馬場良勝君。

4番 （馬場良勝君）

2点ほどお伺いをいたします。

まず1点目ですが、債務負担行為で、議案書の9ページになりますかね、年度数が2年から4年になるんですかね、金額が同じなんですけど、これで大丈夫なのかどうかをまずお伺いをしたいと思います。

それから、明細書のほうの10款1項1目の19節、稲わらの撤去の補正ということで

大変ありがたいと思うんですが、おおむねいつごろからお支払い、要は作業された方たちに、その突き合わせもしなきゃならないでしょうから、おおむねいつごろから支払いが始まるのか、その辺、もしお話しできるのであればお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

ただいまの馬場議員のご質問にお答えをいたします。

債務負担行為の変更につきましては、今回、期間のみでお願いをするところがございますけれども、金額は、この設定をお願いする段階では3年分の金額を見込んでございまして、本来、期間も3年にすべきところだったんですけれども、これまで単年度でやっていたということもございまして、言ってみれば単純な錯誤ということもございまして、今回、変更という形で訂正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

この事業につきまして国のほうに確認しましたところ、お金については4月以降にならないと来ないということもございましてけれども、町のほうで一部精査しまして、内払いということで年度内中ですかね、早ければ2月下旬から3月中にはお支払いのほう、一部ですけれども、内払いという形でお支払いのほうをして、あと事業費が確定したら精算というような形で、そういった形で進めたいと今考えておるところもございまして、どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

債務負担行為については了解をいたしました。

もう一点お伺いしたいんですが、かなり煩雑な作業になるかと思います。担当される職員さんの人数とか、間に合うんでしょうかね。かなり多い写真との突き合わせとか、いろいろ出てくると思うんですが、その辺どのようになっているのかお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

作業につきましては、大分煩雑ということで、通常の事務もございますけれども、頑張って職員一丸となってやっているところでございますので、どうぞご理解のほうよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。

挙手する者なし

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第2号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第7、議案第2号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第4号)につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第2号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)でございます。

令和元年度大和町の介護保険事業勘定の特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ833万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,539万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、12ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項4目介護保険事業費補助金の1節につきましては、介護保険システムの改修業務に伴います国庫補助金、補助率3分の2、60万1,000円を追加するものでございます。

5目地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の1節につきましては、吉岡にございますグループホームなんてんにおけます施設老朽化に伴います施設改修事業に係ります交付金、補助率10分の10、773万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、13節につきましては、介護保険システム改修業務としまして、マイナンバーを用いたデータ連携のためのレイアウト改正に伴います業務委託料の追加をお願いするものでございます。

19節につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に係ります、グループホームなんてんが整備を行います施設老朽化に伴います入浴施設、給湯機器更新及び避難通路改修に係る補助金としまして、歳入の国庫補助金追加額と同額の補正をお願いするものでございます。

25節につきましては、財政調整基金積立金の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第2号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

挙手する者なし

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第3号 令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外2路線）請負契約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第3号 令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外2路線）請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、議案書13ページをお願いいたします。

議案第3号 令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外2路線）請負契約の変更についてでございます。

令和元年大和町議会12月定例会議におきまして議案第115号により議決されました令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外2路線）の工事請負契約につきまして、次のとおり変更するものでございます。

記としまして、契約の金額「4,807万円（内消費税437万円）」を「5,348万6,400円（内消費税486万2,400円）」とするものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第3号関係資料でご説明させていただきますので、ご準備をお願いいたします。

1 ページをお開き願います。

1. 原契約の内容についてでございます。

①工事名は、令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外2路線）。

②施工場所は、大和町鶴巣小鶴沢地内でございます。

③請負代金額は4,807万円、消費税を除いた金額は4,370万円でございます。

④契約相手方は、大崎市古川小野字馬場25番地の1、我妻建設株式会社でございます。

⑤契約締結年月日は、令和元年12月6日でございます。

⑥完成期日は、令和2年3月31日。

⑦工事概要につきましては、記載の3路線を施工するものでございます。

2番、変更の理由でございます。

今回の工事におきまして、町道太田小鶴沢線及び町道寺ノ沢線につきましては、現況の車道舗装路盤全体の厚さを想定しまして、路上路盤再生工に使用しますセメント及びアスファルト乳剤の添加量は、舗装再生便覧等を参考に設定し、工事着手後、現路盤材を採取の上、配合試験により添加量を求めることとしておりました。採取調査等の結果、2路線の舗装路盤の厚さが当初想定しておりました値より薄いことが判明いたしましたので、路上路盤再生工の改良厚と配合試験の結果によりまして、セメント及びアスファルト乳剤の添加量等につきまして変更をするものでございます。

次に、3. 変更の内容でございます。

路上路盤再生工のセメント改良厚とセメント及びアスファルト乳剤の添加量等を変更するものでございまして、町道太田小鶴沢線では、路上路盤再生工の改良厚をtイコール10センチからtイコール13センチに、セメント添加量を平米当たり5.36キログラムから6.71キログラムに、アスファルト乳剤添加量を平米当たり10.82キログラムから14.11キログラムに。続きまして、町道寺ノ沢線では、路盤再生工の改良厚をtイコール10センチからtイコール11センチに、セメント添加量を平米当たり5.36キログラムから5.96キログラムに、アスファルト乳剤添加量を平米当たり10.82キログラムから10.35キログラムに変更するものでございます。

4. 変更契約の内容でございます。

①変更請負代金額は5,348万6,400円、消費税を除いた金額は4,862万4,000円。

②当初請負代金額に対する比較は541万6,400円の増額、消費税を除いた金額は492

万4,000円の増額となるものでございます。

③変更仮契約の締結につきましては、令和2年1月30日に締結し、④変更完成期日は令和2年3月31日でございます。

2ページをお願いいたします。

こちらの図面は、各路線の位置図でございます。

続きまして、3ページから8ページにつきましては、各路線の施工区間及び施工範囲を赤色着色でお示しをした平面図及び標準横断図等を添付してございます。調査結果によります変更部分につきましては2段書きで、上段が当初計画、下段が変更計画としてお示しをいたしましたものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第3号 令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外2路線）請負契約の変更についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

今の説明の中で、厚さが薄いのが、契約が終わって、それから判明をしたということですが、それってちょっと少し理解できないですね。そういったものも全部見越して、調査をして、契約をしたのではないかと思うんですよね。そういうようなのがまかり通るんであれば、少しずさんかなという印象を受けてしまうんですが、そのあたりについてお尋ねをいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回の復興庁の交付金予算につきましては、今年度当初に復興申請手続をさせていただいたところございまして、その際には表面、舗装の劣化度合いといったものを基準に、あと周囲の利用者等の交通量等で申請をさせていただいたところございました。そういった関係で、今ご指摘いただいた、当初想定した舗装全体の厚さ等々に

ついでの確認は、その中ではなく、想定の中で申請をさせていただいたところでございまして、それで今回実施に当たりまして、各点を全線にわたりまして数点を調査したところ、想定よりも浅いというような形の薄かったというようなところが判明したというところでございまして、申請時点では表面の劣化度合いでの申請というような形であったということをご理解いただければなというふうに思います。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

7 番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今ご説明いただいたんですけれども、そうしますと、今後またこのような事案が、以降の契約において同じような事案が発生する可能性は否めないということになるのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

お答えをさせていただきます。

今回の事業につきましては、もう一件の工事がございます。そちらにつきましても事業の中では想定という形で申請をさせていただいたところでございまして、同様な形には、今回の2件に関しましてはどうしても発生するというようなところは出てくるかというところで、今調査をしているところではございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。4 番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今の渡辺議員のものにも少しあれなんですけれども、変更の理由の先ほどのご説明のときに、以前の台帳的なものですか、要は前に工事していますから厚さとかそれを書いたものがあるはずなんです。それを参考に算定をなされたということなんです、

これを見ると、それは合っていなかったという理解でよろしいですか。要は厚さとか。もしくは手を抜いていたという考えなのか。その辺、どういうふうに都市建設課のほうでお考えなのか、お伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回の路線につきましては、通常今まで発注した形態よりも延長が長いということもございまして、その補修箇所箇所によって、その路盤の入れ方等についても違っていたというところもございました。

また、補修履歴のところにつきましては、平面図等々で押さえているというような形でございまして、トータルの舗装盤の厚さというようなものについては道路台帳等々には記載はないものでございまして、それらを今回はあくまでも交通量に向けた想定の厚さで設定をしたという形でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

4 番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

参考にされたやつがあるんですね。それと相違があったということでもいいんですね。もう一度お答えいただけますか。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

現状でそういった箇所もございまして、そのように参考にいたしました。また、厚さ等を含めまして、その添加物の添加量の計算等については参考文献を参考にしまして、その路盤材の質によってそういったものが変わってきますので、そこはどうしても配合試験の結果を受けないと正確なものが出なかったということもございましたの

で、そういった形で数字が変わってきていたということになってございます。以上で
ございます。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。

挙手する者なし

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第4号 令和元年度橋梁上部工架設工事（町道吉岡宮床線）
請負契約について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第9、議案第4号 令和元年度橋梁上部工架設工事（町道吉岡宮床線）請負契
約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは続きまして、議案書14ページをお願いいたします。

議案第4号 令和元年度橋梁上部工架設工事（町道吉岡宮床線）請負契約について
でございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第
1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度橋梁上部工架設工事
（町道吉岡宮床線）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、1億8,150万円でございます。内消費税が1,650万

円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、仙台市青葉区二日町2番15号、昭和コンクリート工業株式会社東北支店でございます。

詳細につきましては、別冊の議案第4号関係資料でご説明させていただきますので、ご準備をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

入札の状況についてでございます。

1. 入札参加資格としまして、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。(2)令和元年・2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の5項目全てに該当することを条件として行ったものでございます。

次に、2. 入札方法でございます。

入札の方法につきましては、(1)ダイレクト型一般競争入札で執行してございます。(2)入札書につきましては、郵便による送付、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとしたもので、指定の期日に間に合わなかった場合については失格とするものでございます。(3)この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行することとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

入札に参加しました企業は、昭和コンクリート工業株式会社東北支店、東日本コンクリート株式会社の2者でございます。

4. 入札の結果につきましては、令和2年1月14日に入札を執行し、昭和コンクリート工業株式会社東北支店が1億6,500万円、こちらの価格は税抜き価格でございます。この金額が最低応札価格でございます。本工事の予定価格は1億7,526万円、低入札調査基準価格は1億5,111万6,000円となっております。この結果を受けまして、令和2年1月20日に昭和コンクリート工業株式会社東北支店と仮契約を締結したものでございます。

2 ページをお願いいたします。

契約の内容につきましては、請負代金額は1億8,150万円で、消費税を除いた金額は1億6,500万円であります。

契約相手方につきましては、仙台市青葉区二日町2番15号、昭和コンクリート工業株式会社東北支店でございます。

次に、事業の概要でございます。

1. 施工場所につきましては、大和町吉田地内。
2. 完成工期につきましては、令和2年3月31日を予定してございます。
3. 工事概要につきましては、高田中央橋上部工架設工事と既存町道吉岡宮床線とのすりつけとをあわせまして、施工延長Lイコール60メートル、幅員Wイコール16メートル、橋梁上部工の構造形式はポストテンション方式単純合成桁橋、Nイコール5本、橋長はLイコール26.275メートルでございます。護岸工としまして、左岸側にコンクリートブロック張り、面積Aイコール111平米、道路工としまして、既存道路との取り付け等を施工するものでございます。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

4ページをお願いいたします。

高田中央橋の全体一般図でございます。本図面で赤く着色しております箇所が今回の施工箇所でございます。図面上段は橋梁の側面図及び断面図を、下段には橋梁平面図及び設計条件等をお示ししておるところでございます。

5ページをお願いいたします。

道路及び橋梁を含めました施工箇所をお示した図面でございます。

6ページにつきましては、町道吉岡宮床線の標準横断図でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第4号 令和元年度橋梁上部工架設工事（町道吉岡宮床線）請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年大和町議会2月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時59分 散 会